

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成17年9月30日(金)	
場 所		宇土市勤労青少年ホーム 1階 講習室	
出席者	委員会	村橋 久昭 委員長 岡崎 誠男 委員 上拂 耕生 委員 久森 庸助 委員 伊藤 博士 委員	
	市	指名等審査会委員,事務局(財政課)	
審議対象期間		平成17年2月1日~平成17年8月31日	
抽出案件		45	(備考)
一般競争入札		0	
指名競争入札		44	
1億円以上		(0)	
5千万円以上1億円未満		(0)	
1千万円以上5千万円未満		(7)	
5百万円以上1千万円未満		(20)	
3百万円以上5百万円未満		(7)	
3百万円未満		(10)	
随意契約		1	
その他		0	
委員からの意見・質問,それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度改正及び対象期間内の工事について

【事務局より対象期間内に行った制度改正及び、工事全般についての説明】

質問・意見	回 答
<p>『入札制度改正について』</p> <p>資料中に「平成 17 年 6 月 1 日から施行」とあるが、今現在、この制度で入札を行っているということか。</p> <p>建築工事について、どうしてCランクがないのか。</p> <p>「指名の制限」という部分で「2,000 万円を超えるAランク工事にBランク業者は指名できない」の項目が撤廃とあるが、A ランク工事に B ランク業者が参加できるということか。</p> <p>『建設事業者の合併等に対する特例措置の概要について』</p> <p>制度を設けた意図・趣旨を説明してもらいたい。</p>	<p>表記のとおり、平成 17 年 6 月 1 日からこの制度に則って行っている。</p> <p>まず業者数の関係がある。</p> <p>1 件の入札に対しての指名基準数を増やしているため、それに対応する数ということでの区分けをしている。</p> <p>今後、業者数が増えることがあるならば、ランク数が増えることも考えられる。</p> <p>もう一つの「指名の制限」の改正で、「直近上位又は直近下位を指名することができる」を「直近上位を指名することができる」と改正しており、下のランクから上のランクへの指名がなくなるため、付随して撤廃という形になる。上位ランクの工事に参加できるという意味ではない。</p> <p>大きくは、公共工事の減少が続く社会情勢を鑑み、自力をつけようとする合併会社に対し優遇しよう、合併を促そう、という国県の動きに準じて、宇土市においても新たに制度を設けたもの。</p>

2 抽出事案説明

【事務局より、抽出していただいた事案の抽出経緯について説明】

まず、全ての入札の中で契約金額の最も大きいものを 1 件。

次に全ての入札の中で落札率が最も高いものを 1 件。

宇土市内の事業者のみの指名競争入札及び宇土市外の事業者のみの指名競争入札の比較という視点で 1 件。

最後に、工種として建築工事の中で、最も契約金額の大きいものが 1 件。以上合計 4 件。

【事務局より抽出事案4件の工事概要，指名の経緯，開札結果について説明】

	件名	入札等方式	指名業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
1	網田ふるさと農道1号改良工事	指名競争	指名審査方針による。 一般土木工事であり，市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。 設計金額によりAランク該当工事。	98.37
		市内8社		
2	網津地区配水管布設替工事(1工区)	指名競争	指名審査方針による。 水道施設工事であり，市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	99.16
		市内6社		
3	宇土市上水道第6水源地電気計装工事	指名競争	指名審査方針による。 電気工事であり，県内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	97.84
		市外8社		
4	旧電算室建築改修工事	指名競争	指名審査方針による。 建築工事であり，市内の有資格業者を指名。 本工事と同種の工事实績を有する。 設計金額によりBランク該当工事。	97.22
		市内11社		

【質問・回答】

質問及び意見	回答
<p>落札率が極端に低い事案も見受けられるようだが，落札率全体について，話をしてもらいたい。</p> <p>この推進工法での工事の入札に参加した業者全てが低い入札額だったのか。</p> <p>前回は低い額で施工できた内容の工事については，次回の予定価格を低く設定することは考えられるか。</p>	<p>落札率の低い事案として挙げられる工事では，推進工法での工事がある。例年，この工法の工事に関しては総じて低い落札率となっている。</p> <p>以前，監視委員会の中で，設計額そのものが高すぎるのではないかと指摘もあったが，他の工事同様，国の基準に則って設計しているため，高すぎるということはないと考えている。</p> <p>入札額の分布に関しては，特にまとまっていることとは見受けられない。</p> <p>基本的に設計額については基準に則っての積算となるので，内容を見て設計額を調整することはない。</p>

3 指名停止について

【事務局より指名停止処分案件5件について経緯，処分内容についての説明】

- ・ 5件とも工期遅延によるもの。
- ・ 指名停止処分措置要領及び運用基準に基づいての処分となる。
- ・ うち1件については措置要領内「指名停止の期間の特例」に該当し，本来の指名停止期間の2倍の指名停止期間となっている。

【質問・回答】

質問・意見	回 答
指名停止以外に損害金などはあるのか。 工事の施工状況の監理についてはどのようなになっているのか。 工期遅延の日数ごとの，指名停止の期間設定についてはどうなっているのか。	損害金は進捗状況などを勘案し，計算式に基づいて算出し課すこととなる。 発注課の担当者が日誌の形で進捗を見ている。 措置要領に基づき設けている運用基準があり，その中で，指名停止期間については遅延日数に応じ，段階的に設定されている。

4 その他

【質問・回答】

質問・意見	回 答
格付け基準内において，主観的要素，工事成績の加点について，65点以上で加点するとある。 また別に，指名業者選定基準内においては，2年間の平均成績が65点未満の業者については指名停止とある。 ここの整合性，つり合いという面で疑問が残る。	現状では，年間平均工事成績65点以上で格付け上の加点を行い，過去2年間の平均工事成績が65点未満なら指名停止となる。 ご指摘のとおり，極端な取扱いとなると考えられるので，格付け基準内における加点配分，その加点の段階設定等について，もしくは指名業者選定基準を，バランスを考慮し調整することで整合性を図っていく。

(閉会)